

# 令和元年第7回農業委員会総会議事録

令和元年6月28日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年6月28日(金)

午後4時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第42号 農地法第3条許可について

議案第43号 農地法第4条許可について

議案第44号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第45号 農地法第5条許可について

議案第46号 非農地証明について

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第39号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第40号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第41号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第42号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第43号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第44号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第45号 農用地利用集積計画の失効について

#### 4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也
19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	

#### 5. 欠席委員

24 番 小 玉 利 光


6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主任技師	崎 原 友 子		
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 久保田章生 

委員 中村和寛 

午後 4 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 7 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、24 番小玉利光委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番久保田章生委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程について御説明いたします。お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 42 号農地法第 3 条許可については 7 件、議案第 43 号農地法第 4 条許可については 4 件、議案第 44 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 1 件、議案第 45 号農地法第 5 条許可については 27 件、議案第 46 号非農地証明については 1 件、議案第 47 号農用地利用集積計画の決定については 51 件、以上、審議件数は 91 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、16 万 2,923.81 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、14 万 8,311.81 平方メートルでございます。

説明は以上です。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 42 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 113 番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号113、2ページの番号117が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号113をごらんください。

本案件は西都市の認定農業者による申請です。申請人は西都市で露地野菜を中心に営農を行っており、今般父親が佐土原町西上那珂に所有する農地について、生前贈与を受けるため、農地法第3条申請が行われたものです。申請人の住まいは西都市と佐土原町の境であり、申請地から約1キロメートル程度の距離で通作に問題はないものと思われまふ。その他、農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの117番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号114をごらんください。

本案件は、受人の経営面積が4,830.76平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,732.76平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 43 号農地法第 4 条許可について、4 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 4 条許可について説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 31 をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町下田島在住の農家です。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります日向大橋南詰から南西に約 1 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農家住宅への進入口を整備するため、住宅の敷地を拡張したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず現状のまま利用し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も満たしていることから、議案として上程しております。

また、番号 32、34 につきまして、始末書付の案件となっております。両案件とも、農地法の許可を得ずに宅地や通路の一部として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。



○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 44 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、5 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性などが変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 10 をごらんください。

申請人は、西都市新町に本拠を置く土木工事業などを営む法人及び東臼杵郡諸塚村に本拠を置く土木工事業などを営む法人 2 社です。本申請は、申請地を宮崎県発注の国道 219 号広瀬バイパス法面工事の仮設事務所などとして一時利用するため、平成 31 年 2 月 14 日付で令和元年 7 月 20 日を期限とし農地転用の許可を受けましたが、工期が延長となったことから、令和元年 9 月 15 日まで利用期間の延長を申請するものです。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 45 号農地法第 5 条許可について、6 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 133 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町在住の個人 3 名、受人は宮崎市高岡町在住の農家です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。1 ページに位置図を、2 ページに航空写真を、3 ページに字図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町大字浦之名にあります九州電力大淀川第二発電所から南西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に杉を植林するため、申請に及んだものです。なお、3 ページの字図のとおり、北側及び西側は受人が所有する山林であり、申請地に植林をし、その山林と一体的に利用する計画となっております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」となっております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成などを行わず現状のまま利用し、雨水は自然浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号 134 をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人ともに宮崎市大字島之内在住で親子でございます。申請地は、宮崎市大字島之内にあります学校法人日章学園から南東に約 320 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだ

ものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、7ページの番号137、8ページの番号141、142、9ページの番号144がございます。

次に、番号135をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の農家、受人は宮崎市大字本郷南方に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、フェニックス・シーガイア・リゾートから西に1.3キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の吉村通線2工区道路改良工事に伴う「仮設事務所など」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、7ページの番号136、138がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に7ページを議題とします。

○事務局(山之上) 番号139をごらんください。

申請人について、渡人は宮崎市新別府町在住の個人、受人は宮崎市佐土原町在住の農家でございます。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります株式会社ホンダロック広瀬工場から東に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に渡人の親が農地法の許可を得ずに倉庫を建設しており、今般、当該施設を受人が購入し、あわせて敷地の一部を資材置場などとして利用することから申請に至ったものであり、始末書付の案件となっております。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、雨水は自然浸透、汚水は既存くみ取り式により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○16番(片上委員) 138番の件ですが、昨年4月か5月に、3回に分けて用地を買収されまして、転用願が出ていると思います。私も農政企画課と立ち会って審議しました。今年の2月、3月に、8反か9反ぐらいの埋立が終わったところです。今回は、それに関連する道路設備だと思い、現場を確認したところ、前回の事業主と今回道路の一時転用をされた業者が違っていました。前回転用願を出した事業主と今度の道路の転用をされた業者が違っていても、問題ないのでしょうか。

○事務局(山之上) 実際に管理しているのが、今回の受人で、転用主であることから、問題はないものと思われまます。

○16番(片上委員) この取り付け道路の東側のほうを、80か90アール埋めていますが、その転用者は誰でしょうか。

○事務局(山之上) 株式会社南九です。

○16 番（片上委員） 転用を願い出て、土地を買って埋めた業者と、今回その工事を始める業者が違うのですが、そこは大丈夫でしょうか。

○事務局（稗苗） その奥のほうに養鰻業の池の増設工事をされるということで今回の申請が上がっていますが、その池のほうは、今回の養鰻組合の組合員である株式会社南九が、今回転用申請が出ている仮設道路は、工事の管理を養鰻漁業生産組合がされていると認識しております。養鰻池の転用主と工事の管理主が異なる場合は当然あると思うので、そういう場合は、今回のように違う方が転用申請されることはあり得ると考えております。

○16 番（片上委員） 地域で心配する声がありましたので確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 143 をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人ともに宮崎市田野町在住の親子でございます。本案件は、申請地に国の補助事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）により「牛舎等」を建設したく申請に及んだものです。申請地は農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、現在、用途区分を「農用地」から「農業用施設用地」に変更するよう申請中であり、変更後は不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当します。なお、許可は用途区分の変更手続後に行う予定です。

牛舎及び堆肥舎は、床にコンクリート定盤を張り、全面に屋根をつけ、雨水が家畜排泄物とまざることによる汚水発生を防止しております。また、牛舎からの糞尿は、おがくずなどを使用して吸着、乾燥を行い排出し、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えております。その他の許可基準も充足して

いることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） ただいま説明がありました143番についてですが、農用地区域からの除外、用途区分変更を現在申請中ということですが、本日、農業委員会の転用許可が出て、除外申請、用途区分変更の申請許可が出ない場合はどうなるのでしょうか。

○事務局（押川） まず、農用地区域の除外申請については、6カ月に一度です。農用地区域の用途区分の変更申請については、3カ月に一度行われているところです。本案件につきましては、平成31年の4月に用途区分を農用地から農業用施設用地に変更したいということで申請が上がっております。担当部局との調整の上、およそ見込みがある案件については受け付けしています。用途区分の変更につきましても、7月上旬から中旬ぐらいには変更手続きが完了すると聞いておりますので、それと同時期に転用許可ができる見込みというところで申請を受理し、議案として上程しております。万が一、用途区分の変更手続きができないような場合には、申請者に対して申請の取り下げをお願いすることになると思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページから 13 ページの 159 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 46 号非農地証明について、14 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 46 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で、現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され、将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲

の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1件の案件について説明いたします。

申請番号12は、登記簿地目が畑ですが、現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林原野化しております。これらのことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、6月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第47号農用地利用集積計画の決定について、15ページから34ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15番小倉俊博委員退室）

○事務局（石橋） 議案第47号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、15ページの番号385番から34ページの番号419番までの34件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が1件、新規設定が2件、賃借権の再設定が9件、新規設定が17件となっております。

31ページの番号415番から32ページの416番までの2件は、宮崎中央農業協同組



合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

また、32ページの番号417番から34ページの419番までの3件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します45ページの番号434番から46ページの436番により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10カ月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 次に、35ページから46ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、35ページの番号420番から46ページの番号436番までの17件でございます。

また、45ページの番号434番から46ページの436番までの3件につきましては、先ほど説明いたしました32ページの番号417番から34ページの419番までの3件と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す、農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第39号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数4件でございます。

報告第40号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数19件でございます。

報告第41号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数7件でございます。

報告第42号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数26件でございます。

報告第43号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数3件でございます。

報告第44号は、相続等による権利移動についてでございます。その数5件でございます。

報告第45号は、農用地利用集積計画の失効についてでございます。その数1件でございます。

なお、第39号、第40号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第41号、第42号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和元年第7回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時53分閉会